

聖籠町告示第38号

聖籠町子ども家庭相談センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町子ども家庭相談センター事業実施要綱(平成26年聖籠町告示第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「学校、家庭及び」を「子どもに関する」に改める。

第4条第1項中「スクールソーシャルワーカー、相談員」を「副センター長、子どもソーシャルワーカー」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 センター長は子ども教育課長をもって充て、副センター長は子ども教育課長をもって充てる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(職務)

第5条 センター長は、上司の命を受けて、相談センター事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその事務を代行する。

3 子どもソーシャルワーカーは、上司の命を受けて、相談センター事務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて相談センター事務を処理する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。